平成２１年（フ）第２１２１号
広島県東広島市西条町西条東847番地７
債務者　金谷久美子
１　決定年月日時　平成22年１月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月８日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２１３２号
広島市安佐北区安佐町大字後山甲868番地
債務者　國定めぐみ
１　決定年月日時　平成22年１月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月８日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２１３４号
広島市東区馬木９丁目11番16―２号
債務者　坪井由紀子
１　決定年月日時　平成22年１月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月８日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２１３８号
広島市安佐南区東野１丁目13番10―302号
スカイシティ５番館
債務者　伊藤　久代
１　決定年月日時　平成22年１月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月８日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２１３９号
広島市中区大手町５丁目２番15号　５Ｆ
債務者　博多ラーメンどんたく横川店こと　大神キヨ子
１　決定年月日時　平成22年１月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月８日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２１４６号
広島県廿日市市永原1163番地12
債務者　兵頭　　仁
１　決定年月日時　平成22年１月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月８日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２１４７号
広島県廿日市市永原1163番地12
債務者　兵頭　惠美
１　決定年月日時　平成22年１月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月８日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２１４９号
広島市安佐南区伴東１丁目６番44―201号Ｄ棟
債務者　山崎昭次郎
１　決定年月日時　平成22年１月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月８日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２３７号
香川県丸亀市塩屋町５丁目13番８―403号
外浜団地８棟、住民票上の住所香川県丸亀市土器町東６丁目113番地
債務者　横山　重美
１　決定年月日時　平成22年１月８日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月８日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２１年（フ）第１００６号
高知県香美市土佐山田町1975番地３
債務者　川村　冬子
１　決定年月日時　平成22年１月８日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月８日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第１００８号
高知市土居町15番５号　渡辺マンション302
債務者　武吉　嘉史
１　決定年月日時　平成22年１月８日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月８日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第１０１７号
高知市一宮東町３丁目７番17号
債務者　岸本　禮子
１　決定年月日時　平成22年１月８日午前10時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月８日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第１０２１号
高知市鴨部２丁目10番６―201号
債務者　徳井　聖一
１　決定年月日時　平成22年１月８日午前10時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月８日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第１０２３号
高知県南国市十市6025番地54
債務者　和田　万千
１　決定年月日時　平成22年１月８日午前10時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月８日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第１０３号
福岡県鞍手郡鞍手町大字中山2997番地47
債務者　山名　里美
１　決定年月日時　平成22年１月８日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月８日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２１年（フ）第１３０号
福岡県宮若市福丸237番地２、前住所福岡県飯塚市小正733番地
債務者　徳永美保子（旧姓渕野）
１　決定年月日時　平成22年１月８日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月８日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２１年（フ）第１３８号
福岡県直方市知古２丁目８番32号
債務者　安武　直也
１　決定年月日時　平成22年１月８日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月８日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２１年（フ）第１４７号
福岡県鞍手郡鞍手町大字古門976番地１
債務者　吉田　憲弘
１　決定年月日時　平成22年１月８日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月８日まで
福岡地方裁判所直方支部